

令和3年7月12日

学生
教職員 各位

危機管理室長

令和3年7月12日以降の新型コロナウイルス感染症予防のための 本学の対応（活動基準）について

令和3年6月21日より北海道の一部地域に適用されているまん延防止等重点措置について、措置の解除が決定されました。

このことに伴う、7月12日以降の本学の新型コロナウイルス感染症対応活動基準は下記のとおり変更となりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の再拡大を抑えるために、本学が定める感染症対策及び健康管理の徹底を遵守し、**緊急事態宣言地域や自治体により特別措置が取られている地域への移動は厳に控える**ようにしてください。

また、今後も新たな情報を適宜お知らせしますので、本学ホームページ、メール及びポータルサイト等を注視してください。

記

【学生】

9. 課外活動

「レベル4：申請に基づき条件付き許可※」から変更はありませんが、注釈について、「申請に基づき学内及び帯広市内の施設での活動に限定して許可」から「緊急事態宣言等により、自治体から往来自粛要請が出ている地域への移動は禁ずる」に変更します。

【教職員】

5. 国内の移動（出張）および 6. 国内の移動（旅行）

「レベル3：移動の自粛要請」に変更はありませんが、注釈として「不要不急の移動を避け、自治体の要請に従い判断する。移動後2週間は健康管理に留意」を追加します。

【学外者】

2. 大学構内への入構および 3. 施設利用

「レベル3：条件付き入構※」および「レベル3：条件付き施設利用」に変更はありませんが、注釈に「1～5に該当する場合でも、緊急事態宣言地域からの入構は原則禁止とする」を追加します。

参考：

○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（道庁のホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

※北海道以外の外出自粛などの行動制限が要請されている地域もこちらに掲載されています

○ 新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル（本学のホームページ）

https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/corona_manual201211.pdf